

第3回印西市補助金等評価委員会会議録

開催日時	平成30年9月14日(金)午後1時20分から午後4時まで	
開催場所	印西市役所 附属棟 25会議室	
出席者	委員	藤澤進議長、青木楠雄委員、池田明委員、岩井和子委員、佐々木護委員
	事務局	石井主査、小倉主査
	担当課	(市民活動推進課)金井係長、杉山主査、平木主査補
議題	(1)補助金等に対するヒアリング 【市民活動推進課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ [2] 町内会等活動費補助金 ・ [3] 町内会等地区連絡会活動費補助金 ・ [4] 町内会集会所敷地借地料補助金 ・ [5] 集会施設修繕補助金(新築事業・修繕事業) ・ [6] 青年館等修繕費交付金 	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各補助金等調書資料 	
会議結果	(1)補助金等に対するヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課からの説明を行い、評価をいただいた。 	
議事要旨	【議題(1)補助金等に対するヒアリング】 [2] 町内会等活動費補助金について <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当課より補助事業概要の説明あり(質疑応答概要) ・ 世帯に対し、700円は妥当ですか。活動内容によって団体に差をつけることは難しいが、内容によりもう少し厚くすることはできないですか。近隣市町村と比較していかがですか。 <ul style="list-style-type: none"> → 近隣市町村と全く同様の補助金ではなく、類似補助金として示させていただいていますが、白井市については世帯当たり850円と伺っています。 この補助金につきましては、平成26年度に見直し、その際に今までの実績等を踏まえ、700円と設定しています。なお、見直しにつきましては3年に一度実施しており、本委員会の評価も参考にさせていただきます。 ・ 町内会数、世帯数の推移を教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> → 直近3年間4月1日の推移で申し上げます。平成28年 町内会数 173、世帯数 23,556、平成29年 町内会数 177、世帯数 24,343、平成30年 町内会数 178、世帯数 24,190 となっており、増加傾向にあります。 ・ 4割弱が加入していない理由はありますか。 <ul style="list-style-type: none"> → 市全体の中で町内会を約6割が設立している。設立していない4割の状況ですが、各町内会により理由は様々ありますが、全体的に社会構造の変化、価値観の多様化、役員等の高齢化・担い手不足といったことが各地区地域にあります。各地域に大小少なくとも、そういった問題があり、新たに町内会が設立しにくい状況になっていると認識しています。 	

- ・ 町内会があって、そこに加入している世帯が6割を上回っている、町内会に入っていない世帯が4割弱あるのではないかとということで質問をしたのですが、町内会自体の数字ではなく、町内会は任意で入れるということですね。町内会に入会しないという理由を教えてください。

→ 全てを調査しているものではなく、一概には言えませんが、町内会に入るメリットがなかなか見いだせていないのではないかとことはあります。

この6割の分母は市内全域の世帯数となっていますので、町内会が設立されていない地域も含まれています。町内会が設立されている地域におきましては、ほぼ入会されている地域もあれば、賃貸マンションの多い地域については加入率が低い状況です。

傾向として、在来地区の場合は100%若しくは100%に近い加入となっており、加入率が高く、一方でニュータウン地区については、加入率が低い傾向となっています。特にニュータウン地区でも賃貸の多い地域や、マンションで管理組合とは別に町内会を設立している場合については明らかに加入率が低くなっています。
- ・ 町内会に加入するしないは全て任意ですか。

→ 町内会、町内会に関しては全て任意です。
- ・ 市から補助を受けていない類似団体が10団体あるが、その理由については教えてください。

→ 交付要件として、町内会活動を行っている団体、会費を徴収している団体としており、この10団体は会費を徴収していない団体であるため、交付対象外となっています。
- ・ 行政協力交付金との違いについて教えてください。

→ 行政協力交付金については、市から配布物や調査をお願いし、ご協力いただいている事業等に対し、交付しているものです。町内活動費補助金については、町内会の自治活動、コミュニティ活動に対し、支援を行う補助金となっています。以前、評価対象になっていた行政協力補助金は、現在の行政協力交付金と町内活動費補助金を合わせた内容のものとなっており、その総額を町内会連合会に交付し、そこから、各町内会へ割り振るものでした。この補助金は平成25年に廃止し、現在の形になっています。
- ・ 市は町内会に対して期待していることはこういった内容のことですか。具体的に示していただきました。

→ 地縁に基づいた助け合いというのが様々な面で期待しているところであります。
- ・ 具体的に町内会へ期待することを伝えることによって、この補助金の効果が増すと思います。地縁に基づいた組織づくりをすることを町内会に伝えることが、この補助金を活かしていく使い方だと思います。
- ・ 補助金等調書の中に行政の円滑化とありますが、回覧物などの協力依頼は除外されているとすると、行政の円滑化は何を指しているのですか。

→ 行政協力交付金をイメージして記載しているもので、本来であればここに記載すべき言葉ではありませんでした。誤りとして訂正させていただきます。
- ・ 町内会の規模に格差があり、交付される補助金にも格差がある。小さな町内会は1万円にも満たない場合もあり、小さな町内会をどのように評価するのかという問題がある。他市を参考に検討していただきたい。
- ・ 在来地区とニュータウン地区の町内会活動に違いがあるのではないかと感じているが、

担当としてどのように考えているか。

- 在来地区につきましては、昔からの地縁による繋がりが大変強いと思います。ニュータウン地区につきましては、地区コミュニティ活動がより盛んに行っていると思います。隣接する町内会で活動する地域もありますので熱心に活動されている印象はあります。
- ・ ニュータウン地区と在来地区の大きな違いは、ニュータウン地区にはお祀りする神様がいないという事です。今後このような政策を検討する時には、こういった違いを片隅において検討された方が良いと思います。
- ・ 行政協力交付金の要素は含まれているのですか。
 - 別に定めておりますので、含まれておりません。
- ・ 行政協力交付金は役員へ交付されているという認識でよろしいですか。
 - 協力していただいたことに対しての地区への交付金となっております。市としては役員が受け取っているかは把握しておりません。
- ・ 世帯数の把握については、どのように行っていますか。
 - 申請時点で会費納入世帯名簿の提出を求め、確認を行っております。名簿の記載については、高齢者世帯や独居老人世帯など町内会が特例としている世帯も含みます。併せて前年度の決算書を提出していただき、会費に係る世帯数も確認しております。
- ・ 祭り等の神事は補助金対象としていますか。
 - 神事については対象外となります。申請時等において、補助金の使途について内訳書の添付を求め内容を確認しています。
- ・ 災害時に備え、コミュニティ作りなど、町内会に対して具体的に提案はされていますか。
 - こちらからは具体的な提案はしておりません。各地域の状況に違いがありますので、町内会長が一同に集まる会議において、先進事例の活動紹介や防災課による防災に対する講座を開催しております。そういった中から各町内会に持ち帰っていただき、町内会活動に繋がることを期待しております。
- ・ 在来地区とニュータウン地区の町内会には違いがあると思いますが、ある程度同じような共助の仕組みを作っていないと、災害等に対応できないと思います。
- ・ 加入していない4割の世帯の対応について教えてください。
 - 町内会、地域コミュニティの活動については、非常に重要であると認識しておりますので、町内会設立に向けてのお願いをしております。また、開発が始まる地域については、開発事業者を通じて、入居者の方に対し「町内会の手引き」という冊子を配布し、町内会の設立に向けてお願いしている状況です。
- ・ 活動に応じて補助金額を設定する方法もあると思います。
- ・ 町内会に対し、最低限実施していただくものについては交付金として交付する仕組みが良いと思います。

[3] 町内会等地区連絡会活動費補助金について

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- ・ 10団体のうち3団体に対し補助をしており、他の団体が補助を受けていない理由について

て教えてください。

→ この補助金につきましても、活動がある団体に対して補助をしていくものとなっております。残り7団体につきましては、活動が無く、申請がなかったものです。

- ・ 区域を越えての活動ということですね。7団体についてはそういった活動がなかったということですか。

→ はい。

- ・ 近隣市の類似補助金として、成田市が非常に高い補助率となっておりますが、理由があるのでしょうか。

→ 印西市が一団体 5,000 円に対し、成田市 9,000 円としていることについては、他市の補助内容ですので詳細はわかりませんが、100 万円については区長会という連合組織へ交付しているというものでした。印西市の場合は連合組織には交付していません。

- ・ 加入していない町内会の対応についてはどのようにしていくのか。

→ 町内会等活動費補助金との関係もあり、実態としては在来地区については、神事、祭の開催時に地域間で集まる機会、活動はありますが、神事については交付対象外となっております。神事とは関係のない自治活動を展開していただくよう推奨はしていきたいと考えています。

現在は地区を分けて活動をしていただいておりますが、その地区割が活動を阻害していないか、そういった点についても、町内会長が集まる会議において検討をしていただいている状況です。

- ・ 備品の購入等だけではなく、防災訓練等を行った町内会に対して交付する仕組みの検討をしてはいかがでしょうか。町内会活動を訓練活動とした方が良いのではないのでしょうか。

→ 今後の参考とさせていただきます。

- ・ この補助金は平成26年度から開始されていますが、平成25年度以前は同趣旨の補助金がありましたか。

→ 平成25年以前は同趣旨の補助金等はございませんでした。

- ・ 補助金の交付実績についてですが、中央駅北地区町内会・町内会の補助決定額が90,000 円に対し、交付確定額 37,600 円となっておりますが、理由について教えてください。

→ 申請時にいただいた金額が90,000 円となっており、事業終了後、実績により37,600 円と交付額を確定したということです。内訳としては添付資料の活動報告書及び経費内訳書に記載されているとおりとなっております。

- ・ 説明についてはわかりましたが、補助金の作り方に問題があるのではないかと思います。意見としては、特定地域だけに交付するものが補助金として馴染むのかどうかという問題があると思います。

→ ご意見として参考とさせていただきます。

- ・ 町内会単位で行った方が良い活動と、広域的に行った方が良い活動があると思います。町内会と連合会との役割分担を明確して、それに応じた補助金の設定方法を構築すべきだと思います。そうすることによって連合会の仕事がこれから増えてくるのではないかと思います。交付金に近い制度設計を再度検討すべきだと思います。

- この補助金の重要点は、町内会活動に結びつくものとなっているのかという点だと思います。また、地域区分については、原則となるものがありますか。

→市全体を10地区に分けております。その地区の中に入っている町内会で複数集まって活動する場合でも補助対象となります。
- 切手代はどういった使途で使用するのですか。その他の活動経費について教えてください。

→会議案内や資料の送付に使われているものです。その他にも、広域の地域として、防災に備え、備蓄品を共同購入している地域や、防犯の為に立て看板を共同で作成し、地域内に設置している活動もあります。今年度、新たに大森地区15町内会から共同で防災活動を行う話があり、そちらについては補助対象となります。
- 自主防災会に対する補助もありますが、そちらとの補助金の違いについて教えてください。

→自主防災会につきましては、町内会、町内会単位で設立するものとなっております、その中で実施される防災訓練等は防災課から補助があります。広域的に実施する場合には、自主防災会では補助対象外となりますので、町内会等地区連絡会活動費補助金を使っていただくことが可能です。
- 補助を受ける側とすると、使い勝手の良い補助金ですが、この補助金の目的が明確ではないように思えます。むしろ、広域的な防災活動に対して、しっかりとした補助を作る方が目的を明確にすることができます。補助金として仕切りが曖昧な点がありますが、如何ですか。

→町内会によって、防災活動を実施している地区もあれば、防犯活動を実施している地区もあります。広域的に必要な活動に対し、町内会同士が連携を図り、様々なことに対応できるものとなっています。

[4] 町内会集会所敷地借地料補助金について

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- 借地料が発生している背景から検討すべきですが、補助金全体から言いますと、交付しているところは限られています。継続していきたいということも理解できますが、特定地域、町内会のみには交付しても良いとは思いません。ニュータウン地区についてはこの補助金については発生しないが、公平性の観点を強く考えた場合、仮に所有の土地であっても、借地とした場合の相当額を計算し、全ての町内会に交付すべきであるが、現実的ではない。集会所を整理することが必要であり、所有する意味を検討すべきである。この補助金だけを議論するのであれば、特定の交付地域だけが対象となり、市全体とはならないことから、廃止すべきと考えます。
- 近隣市で類似する補助金がないということは、近隣市においては、市が所有しているということですか。

→全ての近隣市を把握しておりませんが、市が所有している土地の他、民有地、寺社の土地などを借りていると聞いております。
- そういった土地には借地料は発生しないのですか。

→町内会費として負担していることもあれば、土地の所有者との協議の中で無償にて借りている場合もございます。

- ・ 補助対象は7町内会となっているが、補助対象の推移について教えてください。
→補助開始が昭和57年度となっており、その開始当時は5町内会となっております。平成23年度、平成28年度に各1町内会増えており、現在7町内会が対象となっております。
- ・ 平成23年度、平成28年度は具体的にどこの町内会ですか。
→平成23年度には七畝割町内会、平成28年度には発作下町内会が補助対象として追加されております。
- ・ 今後も増えていく可能性もあるということですか。集会所を作るに当たって、借地を利用する場合、補助対象となるということですね。
→こちらの町内会は新たに集会所を建て替えた際に、新たな土地に移したものの、または拡張し民地が掛かったケースとなっております。
- ・ マンションや大規模な造成地区は最初から集会所があり、その集会所については住宅の購入費に含まれているところも多いと思います。額的に 20 万円の上限がありますし、少額ですので細かく指摘しなくても良いと思うが、公平性の観点からは疑問があります。
→主にニュータウン地区で新たに宅地が造成される時には、開発行為の中で事業者から市に集会所敷地として無償で提供していただいております。一方で在来地区においては民有地などの借地によって敷地を確保していただいております。永続的に負担が発生することから、一部補助をして負担軽減を図ることが公平性の観点から必要と考えております。
- ・ 町内会自体が土地を所有している場合はありますか。
→複数名義で所有している土地に集会所がある町内会もあります。
- ・ そういった土地についての固定資産税についての取り扱いは。
→減免となっております。

[5] 集会所施設修繕補助金（新築事業・修繕事業）について

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- ・ 補助開始年度の交付件数、決算額を教えてください。大きく変わっているのでしょうか。
→昭和60年に補助を行ったものが2件ありましたが、決算額については不明です。実績からみますと、平成2年から5年度にかけて一番のピークだったと思います。合併前の旧印西市の場合で申し上げますと、平成2年度が5件、平成3年度が3件、平成5年度が4件となっております。
- ・ 集会所のバリアフリー化の調査を実施したことはありますか。
→ございません。
- ・ そもそも論として町内会が集会所を持つ意味を検討すべきと考えます。もちろん世帯数が多く、効率良く集会所を活用する町内会もあると思いますが、中には集会所の利用率が非常に低い町内会もあると思います。ある町内会では集会所を持ちながら、コミュニティセンターを利用しているところもあると聞いています。利用効率の問題、適正規模の問題を考えた場合には、今の制度に疑問が生じます。自治活動の重要性、制度の意味も

理解しますが、各集会所の維持管理運営に関しては各町内会が検討すべきものであると思います。バリアフリー化の調査を行い、そういったことも踏まえて制度の見直しを要望します。

→集会所の必要性についてですが、ニュータウンの開発があり、それに併せて作られた補助制度であり、当初の開発計画は変更となり、現在も開発が進行している状況にあります。その中で、集会所等の建設がまだ予定されており、この補助金は依然として有効性はあると考えております。今後の補助金制度については、建て替え等が増えていくことが想定される、あるいは地域の高齢化が進み、建て替えても集会所が維持できない等の相談も受けております。その中で20年30年の期間で考えた場合、次のステップとしては、町内会ごとに集会所を整備するという現在の制度とは違う補助金制度の検討が将来的に必要なという認識がございますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

- ・ 建設事業者の選定について教えてください。

→集会所については、町内会において所有しているもので、事業者選定については町内会で行っております。

- ・ 町内会に加入している事業者に依頼しても良いのですか。

→町内会の決定によります。

- ・ 修繕については頻繁に行っても良いのですか。

→要綱に規定があり、新築については24年、増築については10年、修繕については5年を経過したものが対象となっております。

- ・ 今まで事業者の選定等でトラブル等ありましたか。

→町内会において決定していただくことではありますが、事業者選定の過程について、町内会に加入されている方から相談を受けたことはございます。その場合は、まず町内会の総意によって決定し、事業を進めてくださいとお伝えし、なるべく複数の事業者から見積もりを徴取してくださいと助言を行っております。

- ・ 全町内会のうち、集会所を持たない町内会はどのくらいありますか。

→全ての町内会数177団体に対して、30の町内会が持っておりません。

- ・ そういった町内会からは建設の意向はありますか。

→入居がはじまって間もない地域については、集会所の建設などの話にまだなっていないと思います。世帯数が少ない町内会は、持っていない場合もあります。50世帯以上の開発行為の場合に集会所用地を提供してもらうこととなっておりますので、それに満たない小さな開発については集会所用地がありませんので、そういった地域では集会所を持っていない場合もございます。

- ・ 集会所の新築について、予算上の年次計画等ありますか。

→長期的な計画は設けておりません。毎年、町内会に対して要望調査を行っております。提出があった内容により次年度以降で計画を作成しております。集会所施設を持たない町内会から優先的に進めている状況でございます。

- ・ 集会所の日常的な管理はどのように行っていますか。また、市は管理状況及び利用状況を把握していますか。

→集会所につきましては、町内会が所有ということで、日常管理については把握しており

ません。利用状況については計画書の提出がありますので、光熱水費や施設清掃、施設点検等については確認を行っております。

- ・ 災害用の備品の備蓄などを行っている町内会や、営利目的で使用している町内会がある場合もあり得ますか。
→災害用の備蓄については行っている町内会はございます。営利目的については、有償で貸し出しを行っているということは聞いたことがあります。当然ですが、使用の目的は公共的なものであり、有償の場合は町内会費の歳入とするものと考えております。
- ・ 集会所施設は面積の制限はありますか。
→面積制限はございませんが、大きなものを建設しますと、補助金があってもそれなりの費用が発生し、応分の負担は町内会に掛かりますので、町内会で判断していただくものとなります。
- ・ 町内会の負担はどの程度となりますか。
→施設の大きさ、世帯数にもよりますが、実例から申しますと一世帯2万円を切っている町内会もありますが、100世帯前後の町内会では、一世帯あたり3万円から6万円の負担となっております。
- ・ 土地がない町内会はどの程度の負担ですか。
→土地を購入するケースは今までに事例はございません。新たにニュータウンに開発されている地域につきましては、開発事業者から譲り受けまして建設しています。その他については市が所有している集会所用地に建設しております。
- ・ 一世帯当たりの2万円から6万円の金額についてはいかがですか。
→金額についての考え方は様々あると思いますが、一概に高い安いではなく、この補助金によって、市民の皆さんの負担の軽減に繋がるものと考えております。
- ・ 集会所として、空き家の活用は可能ですか。
→空き家の活用については、現状では検討しておりません。そういったケースがあった場合は個別協議となると思います。空き家を活用するということは、登記された個人の財産を町内会の共有とすることになり、様々な課題が出てくるものと考えます。
- ・ 我孫子市の布佐に民家を利用して、集会所にしている事例があったと記憶しています。新設した場合、各世帯の負担額が大きくなり、町内会で集金することは容易ではないと思います。また、利用率も低い集会所が多いと思います。防災の観点から集会所も一時的な避難所として活用することも重要です。

[6] 青年館等修繕費交付金について

■ 担当課より補助事業概要の説明あり

(質疑応答概要)

- ・ 補助金ではなく、交付金としている理由について教えてください。
→青年館については、市の公の施設として位置づけられているものとなっております。本来であれば市が管理し、運営しますが、指定管理者制度を利用して、管理運営をしている施設です。従いまして、市から管理運営を委託しているものとして、交付金とさせていただきます。
- ・ 青年館の数について教えてください。また、利用状況、管理状況についても教えてください。

い。

→青年館は8施設、構造改善センター13施設、集会所3施設の合計24施設となっております。利用状況につきましては、市から指定管理者に管理を委ねていることから、利用状況の報告は受けております。その内容としましては、地区の会議やお祭りなど、恒常的に利用されている状況です。維持管理につきましては、日常的な清掃、点検を行っております。

- ・ 前回の委員会では、集会施設整備事業補助金と整理統合する検討がされるとあったが、その後の検討について教えてください。

→青年館等につきましては、市が所有し、集会所は町内会が所有ということで、所有している立場が違うということから、整理統合は困難であるという結論に至っております。市といたしましては、青年館の廃止、または集会所として建て替えを促進する方向で考えております。

- ・ 青年館に関する今後の修繕、改築の年次計画はありますか。

→集会所の修繕等と同様となりますが、毎年、要望調査を行い、その調査結果に基づき、次年度の計画を作成しております。また緊急性の高い施設については優先的に実施対象としております。

- ・ 県の補助を受けて建設されているが、県からの指導等がありますか。

→県からの指導はございません。

- ・ 集会施設として利用されている場合が多く、本来は青年館として建設されているが、本来の使われ方、目的とは違うものとなってきているように思えます。

- ・ 廃止可能な青年館はありますか。

→現状では、各町内会から廃止の意向はありません。

- ・ 耐用年数を経過している青年館等の耐震等の安全性について

→日常的にその施設に居住しているわけではありませんので、耐震関係についての必要性は認識されていないと思います。市としては集会所への建て替えを進めておりますが、集会所の建設費用の問題、また古くからある青年館に対して愛着があるなど、地域ごとの事情等があることから、慎重に進める必要があると考えております。

- ・ 補助開始年度の件数、決算額について教えてください。

→一番古い記録として、平成12年の記録がございます。内容としましては、件数は5件、決算額は765,000円となっております。

- ・ 青年館の制度自体が現在の社会情勢に合っていないと考えます。かつての青年館という施設は、社会教育施設であって、専門職員がおり、市全体として青年層を対象とした健全育成事業を社会教育事業として展開する拠点施設であったと思います。

集会所、構造改善センター、青年館の事業を整理していく必要があると思います。

→集会所として移行していくという検討の中で、青年館を町内会へ払い下げるという案もございました。但し、問題となるのが、建て替えを行う際に解体に係る費用は、現状は市の所有ですので、市が支出しますが、払い下げた場合は町内会負担となるため、譲渡は難しい状況です。現状は交付金を活用しながら、修繕対応している状況です。

- ・ 多くの青年館は修繕に追われている状況であり、集会所へ移行していく指導の必要があると思います。実際の使われ方についても、集会施設としての使われ方が多いと思

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 構造改善センターは指定管理者が管理運営ということですが、採算は取れているのでしょうか。 →指定管理料については、費用は発生しておりません。各地区で運営をしている状況です。・ 指定管理者は各地区の町内会ですか。 →はい、各地区の町内会を指定管理者として指定しております。・ 青年館として本来の使われ方をしているところがありますか。 →現在は、各地区の集会所として使われております。
--	--

平成30年9月14日に行われた印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 岩井 和子